

## ふくしま PPP/PFI 地域プラットフォーム設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「ふくしま PPP/PFI 地域プラットフォーム」という。

### (目的)

第2条 県内における公共施設等の設計、建設及び維持管理・運営に関し、地域の産官学金の連携強化や専門的な技術・知識の習得を図り、PPP/PFI 事業（以下「公民連携事業」という。）の導入促進により、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、福島県内で公民連携事業に携わる産官学金の団体等の参加をもって組織する。

2 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) セミナーの開催等を通じた公民連携事業に関する情報・ノウハウの共有
- (2) 福島県内における公民連携事業の案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための官民対話の実施支援
- (3) その他、福島県内における公民連携事業の導入促進のために必要な事業

### (事務局)

第5条 本会の事務局は、福島県地域振興課に置き、本会の事業実施・運営に関する企画・立案等を行う。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。